

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年11月25日

静岡県知事 鈴木 康友

### 1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

### 2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第24号
- (2) 件名 令和7年度静岡県立学校校務用コンピュータ外処分業務
- (3) 業務内容等 仕様書記載のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (5) 入札方法 総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された業務費及び買取金額に100分の10に相当する額をそれぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積った金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積った金額）から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

### 3 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を令和7年12月5日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

#### 5 仕様書及び入札説明書の配布期間、配布場所並びに配布方法

##### (1) 配布期間

公告の日から令和7年12月4日（木）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

##### (2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会教育DX推進課校務基盤班

電話番号 054-221-3239

E-mail kyoui\_dx@pref.shizuoka.lg.jp

##### (3) 配布方法

上記(2)の配布場所宛てに、件名を「令和7年度静岡県立学校校務用コンピュータ外処分業務入札説明書送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに入札説明書等の電子データを送付する。

#### 6 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年12月10日（水）午後1時30分

場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階教育委員会第一会議室

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

##### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

##### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (5) 契約書作成の要否

要

##### (6) 詳細は入札説明書による。

##### (7) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

- (8) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。